

輕便鐵道郵便取扱手續

これは「くろがねのみち」が臺灣總督府報（官報）から鉄道関係の記事を抜粋したものです。内容は記述そのまま旧かな使用で転記してあります。なお転記の際には注意していますが、この資料の内容の正確性は担保しません。内容に付いての誤りについてお気づきの方はご連絡いただければ幸いです。

平成二十三年一月二十三日 初版

臺灣總督府報 第六百六十一號 明治三十二年十二月二十日

○訓 令

訓令第三百四十六號

鐵 道 部

臺灣總督府鐵道部分規程左ノ通相定ム

明治三十二年十二月二十日

臺灣總督 男爵兒玉源太郎

第一條 臺灣總督府鐵道部ニ總務課工務課瀛車課運輸課經理課ヲ置

ク

第二條 總務課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 章句員進退機密庶務統計其他各課ノ主管ニ屬セサル事項

二 私設鐵道ニ關スル事項

第三條 工務課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 鐵道建設ニ關スル事項

二 既設鐵道ノ修理保存ニ關スル事項

三 諸健造物ノ新設保存修理改築ニ關スル事項

第四條 瀛車課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 車輛機械器具製作修理保管ニ關スル事項

二 機關運轉ニ關スル事項

第五條 運輸課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 鐵道運輸ニ關スル事項

二 鐵道用電信ニ關スル事項

第六條 經理課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 豫算決算ニ關スル事項

二 會計調度ニ關スル事項

三 鐵道收入ニ關スル事項

四 鐵道財産ニ關スル事項

第七條 各課ニ課長ヲ置キ事務官又ハ技師ヲ以テ之ニ充ツ

第八條 支部出張所ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 所轄区内ノ鐵道施設保存及改良工事ニ關スル事項

二 經費及收入ノ出納ニ關スル事項

三 車輛ニ關スル事項

四 運輸ニ關スル事項

第九條 支部出張所ニ支部出張所長ヲ置キ事務官又ハ技師ヲ以テ之

ニ充ツ

第十條 鐵道部長ハ必要ニ應シ鐵道事務取扱ノ為事務所派出所ヲ置

キ各課ノ事務ヲ分掌セシムルコトヲ得

事務所派出所ニ所長ヲ置キ高等官又ハ判任官ヲ以テ之ニ充ツ